

件名	災害時医療救護に関する協定締結	問合せ	安全対策課 内線 235
内 容			
<p>本市と富士吉田医師会は、災害時の医療救護活動に関する基本事項を定めた協定を締結します。</p> <p>富士吉田医師会が自治体と協定を結ぶのは初めてで、災害時の医療救護体制を手厚くすることで、安心・安全なまちづくりに寄与するものです。</p> <p>災害時でも、地域医療の医師会の支援は、被災された住民にとっても大変心強くなります。</p> <p>【協定書の内容】</p> <p>①総則、②医療救護の派遣、③活動場所、④業務内容、 ⑤医療救護の指示及び調整、⑥医療班の輸送、⑦医薬品等の供給、 ⑧後方医療施設における医療救護、⑨医療費、⑩費用弁償等、 ⑪扶助費、⑫医事紛争の処理、⑬協定期間、⑭細目、⑮協議</p>		<p>「災害時の医療救護に関する協定書」締結式</p> <p>日時 ■ 4月22日(水) 午後2時30分</p> <p>場所 ■ 市長公室</p> <p>出席者 ■ 富士吉田医師会長、副会長、事務長</p> <p style="text-align: center;">※医師会の出席者は現在調整中</p> <p>次第 ■</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開式 2. 出席者紹介 3. 趣旨説明 4. 協定書への署名 5. 記念撮影 6. 市長挨拶 7. 富士吉田医師会長挨拶 8. 歓談 9. 閉式 	